

事業者団体への説明会で出された条例案に対する御意見について

1 条例の大綱又は中間案について御意見を伺った団体

- ・宮城県商工会議所連合会
- ・宮城県商工会連合会
- ・宮城県宅地建物取引業協会
- ・宮城県バス協会
- ・宮城県タクシー協会
- ・宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合
- ・宮城県社交飲食業生活衛生同業組合

2 意見聴取の時期

令和2年7月8日から10月8日まで

3 障害のある人もない人も共生する社会づくり条例への御意見

- ・条例を制定することに対して反対する人はいないと思う。
- ・身内に障害者がいるが、数十年前と比較すると、日本社会の中で障害や障害者に対する見方はずいぶん変わってきていると思う。
- ・障害の有無に関係なく、人に優しい社会を作っていくことが大切だと思う。県民ひとりひとりの意識が変わっていくような取組をして欲しい。
- ・条例の名前には、是非「共生」という言葉を入れて欲しい。障害者と県民や事業者がお互いに理解し合いながら取り組んでいくという意味合いを譲るべきではない。困っている人に手を差し伸べる社会であって欲しい。
- ・合理的配慮の義務化について、事業者によっては経営状態により対応できない場合もあるのではないか。また、義務化されることによって萎縮してしまう事業者が出る心配もある。
- ・合理的配慮の提供について、例えばUDタクシーに車いすの方を乗車させる場合はスペースと時間が必要なため、道路等の状況によっては乗車をお断りしなければならない場合もあるが、そのような場合を安易に乗車拒否と受け止められてしまうのではないかと懸念している。

- ・飲食店の場合、盲導犬の受入について店舗側がよくとも、他のお客さんから理解を得られない場合もある。

- ・障害者の中には、権利主張ばかりする人がいて目に余る場合もある。やってもらって当然という態度をとられることがある。それが果たして、障害のある人もない人も共生する社会なのか疑問に感じることもある。

- ・事業者だけでなく、障害者の側にも日常生活や社会生活を送るに当たって守ることが期待される責務的なものをガイドラインに記載できないか。

- ・事業者としては、ガイドラインに、「正当な理由があるため、不当な差別的取扱いにはあたらないと考えられる事例」が記載されているのは非常によい。

- ・業界内には、高齢の従業員もおり、指導教育を実施してもなかなか浸透しない。

- ・事業者や従業員の入れ替わりが激しい業界では、教育効果を持続することが困難である。

- ・交通機関の障害者割引制度は、国は通知を出すだけで一切国等からの補助はなく、全額事業者側の負担で成り立っているのだが、それを知らない方々が非常に多い。

4 手話言語条例への御意見

- ・事業者として、ろう者の方にどのような配慮をすればいいのか、ガイドラインに記載があると対応しやすくなる。

- ・小学校で手話を学ぶ機会などがあれば、手話が普及していくのではないか。